

# 平成21年分の確定申告について (税務署からのお知らせ)

申告の相談及び申告書の受付は？

納税は？

所得税	2月16日(火)から3月15日(月)まで	3月15日(月)まで
贈与税	2月1日(月)から3月15日(月)まで	3月15日(月)まで
個人事業者の消費税・地方消費税	3月31日(水)まで	3月31日(水)まで

- ◎ 横浜中税務署では、平成21年2月21日と2月28日に限り日曜日でも、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。電話による相談、国税の領収及び納税証明書の発行は行っていません。
- ◎ 税務署の駐車場は狭いので、お車での来署はご遠慮ください。

申告書はご自分で書いて 提出はお早めに！

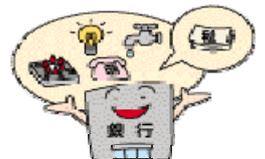
- ◎ 3月は税務署の窓口が大変混み合います。申告はお早めに。
- ◎ 申告書は郵送でも提出できます。  
郵送される方は、封筒の裏側に住所、氏名を忘れずに。  
申告書の控に税務署の受付印が必要な場合は、控をボールペンで記入の上、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

国税電子申告・納税システムをご利用ください

- ◎ 国税の申告・納税等を、インターネットを利用してできます。  
詳しくは『e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)』をご覧ください。

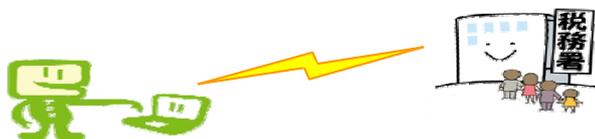
納税は口座振替で！

- ◎ 所得税、消費税の納税は、銀行等の預貯金口座からの「口座振替」が便利です。
- ◎ 「口座振替依頼書」を申告期限までに提出すれば、平成21年分からの納税は「口座振替」となります。  
平成21年分の振替納付日は・・・所得税が4月22日(木)  
消費税が4月27日(火)



所得税等の確定申告書がインターネットで作成できます！

- ◎ 国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で所得税、消費税の申告書及び青色申告決算書、収支内訳書が作成できます。



## ○ 平成 21 年分確定申告相談会の開催について（税務署以外）

会 場	月 日	時 間	対 象 者 等
横浜市開港記念会館 (中区本町 1-6)	1 月 28 日 (木)	9 : 30～11 : 30 13 : 00～16 : 00	・年金受給者 ・給与所得者で還付申告をされる場合 ・株式を譲渡された場合 ・個人事業税、住民税の相談
本牧地区センター (中区本牧原 16-1)	2 月 1 日 (月)～2 日 (火) (税理士による無料申告相談)	9 : 30～11 : 30 13 : 00～16 : 00	・小規模納税者の方の所得税・消費税 ・年金受給者 ・給与所得者で還付申告をされる場合
上台集会所 (中区本郷町 2-50)	2 月 18 日 (木)～19 日 (金) (税理士会による無料申告相談)	9 : 30～11 : 30 13 : 00～16 : 00	・小規模納税者の方の所得税・消費税 ・年金受給者 ・給与所得者で還付申告をされる場合
西公会堂 (西区岡野 1-6-41)	1 月 26 日 (火)	9 : 30～11 : 30 13 : 00～16 : 00	・年金受給者 ・給与所得者で還付申告をされる場合 ・株式を譲渡された場合 ・個人事業税、住民税の相談
	2 月 9 日 (火)～2 月 10 日 (水) (税理士による無料申告相談)	9 : 30～11 : 30 13 : 00～16 : 00	・小規模納税者の方の所得税・消費税 ・年金受給者 ・給与所得者で還付申告をされる場合
藤棚地区センター (西区藤棚町 2-198)	2 月 3 日 (水)～5 日 (金) (税理士による無料申告相談)	9 : 30～11 : 30 13 : 00～16 : 00	・小規模納税者の方の所得税・消費税 ・年金受給者 ・給与所得者で還付申告をされる場合
税理士会館 (西区花咲町 4-106)	2 月 12 日 (金) (税理士による無料申告相談)	9 : 30～11 : 30 13 : 00～16 : 00	・小規模納税者の方の所得税・消費税 ・年金受給者 ・給与所得者で還付申告をされる場合
横浜新都市ビル (そごう 9 階ミテイングルーム) (西区高島 2-18-1)	2 月 3 日 (水)～4 日 (木) (東京地方税理士会主催)	10 : 15～16 : 00	・年金受給者 ・給与所得者で医療費控除を受ける場合
中区役所 西区役所	2 月 16 日 (火)～3 月 15 日 (月) (土曜・日曜を除く)	9 : 00～11 : 30 13 : 00～16 : 30	・給与所得者 (年末調整済みの方) の 医療費控除を受けるための還付申告

(注) 1 混雑した場合は、受付を早めに締め切らせていただく場合もあります。なお、計算器具、筆記具 (黒ボールペン)、印鑑等をご持参ください。

2 各会場ともお車でのご来場は、ご遠慮ください。

3 税理士の無料申告相談会は、譲渡所得のある場合、住宅借入金等特別控除を受ける場合、税理士に依頼している場合及び相談内容が複雑な場合は、ご遠慮ください。